

当社製品(変圧器)への 低濃度 PCB 混入の可能性と対応について

平成 31 年 4 月 23 日

三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社

混入の可能性について

1990 年～2000 年頃に弊社(当時の社名：株式会社ウェルシィ)が販売・設置した弊社製変圧器については、委託製造又は輸入製品に弊社銘板を付けて出荷しておりました。当時は絶縁油に低濃度の PCB が混入している可能性があるとの認識は無かったため、製品内絶縁油の PCB に関する検査は行っておりませんでした。

したがって、弊社製品(変圧器)については、個々の機器毎に混入の有無を判定若しくは証明することは出来ません。

対応について

つきましては、弊社製品(変圧器)を所持されているお客様ご自身で、メンテ・修理、保管、廃棄時には絶縁油中の PCB 分析を実施し、混入の有無を確認下さるようお願い致します。また、低濃度 PCB が検出された場合には、関係法令に基づき管理または処理下さるようお願い致します。

関係法令

低濃度 PCB の混入が確認された場合には、法(①②)に基づく届け出が必要です。

現在使用中の機器は継続して使用することが出来ますが、一旦電路から取外した場合には法(③)により電路への再接続は出来ません。

なお、廃棄時には法(①④)に基づき処理して下さい。

- ①「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」
- ②「電気関係報告規則」第4条15号の2
- ③「電気設備に関する技術基準を定める省令」第19条11項
- ④「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2第2項

低濃度 PCB 廃棄物の処分期限について

特別措置法第14条にて令和9年(2027年)3月31日までと決められています。

お問い合わせ

リンク：環境省 [ポリ塩化ビフェニル\(PCB\)早期処理情報サイト](#)